

戦後の京都鴨川改修計画の 景観設計における歴史性・文化性の考慮 —広場のデザインに着目して—

林 倫子¹・栢原 佑輔²

¹正会員 関西大学環境都市工学部 (〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35)

E-mail: mhayashi@kansai-u.ac.jp

²非会員 八千代エンジニアリング株式会社 (〒111-8648 東京都台東区浅草橋5-20-8)

E-mail: ys-kayahara@yachiyo-eng.co.jp

1987(昭和62)年から検討された京都鴨川の戦後の鴨川改修計画は、歴史や文化面に対する河川景観デザイン手法がまだ十分に確立していなかった当時において、地域の歴史性・文化性をいかに考慮しデザインすべきかを具体的かつ実際に検討した事例であったと考える。本研究ではこの鴨川改修計画における広場のデザインの変遷に着目しそれを明らかにした。その成果、当初はゾーニングの根拠や広場の機能面決定時に考慮されたのち、一度は「京都らしさの表象」を目的として伝統工芸や作庭技術を参照した斬新なデザインが提案されたものの、最終的には鴨川の河川空間内に凝縮された歴史性・文化性の尊重、それらを追憶し感じられる“河原”の創出というコンセプトに帰着したことを示した。

キーワード: 景観設計, 河川改修計画, ふるさとの川モデル事業, 鴨川, 歴史性, 文化性

1. はじめに

(1) 背景と目的

近年、日本の河川景観行政や景観デザインの思想および技術の系譜整理、歴史的検討が試みられている¹⁾²⁾³⁾。

筆者らはその系譜に連ねられる、京都鴨川の戦後の鴨川改修計画における景観デザインに着目する。鴨川は昭和62(1987)年に「ふるさとの川モデル事業」に指定され、同年より4年間にわたって計8回開催された鴨川改修協議会での議論においては、治水面検討とともに「鴨川らしい景観」の検討、つまり京都という歴史都市の歴史性・文化性を考慮した景観設計が具体的に検討されていた。また、当時の景観デザインの内容は、同協議会各回終了後の記者発表を通じた報道や京都府による模型展示等により、部分的にはあるが府民に提示され、公述人を招いた公聴会も開催されるなど、比較的オープンな議論がなされていたことも特徴である。

この鴨川改修計画における景観検討のうち、基本断面の検討過程については拙稿⁴⁾にてすでに取り上げており、協議会での議論を経て、山や沿川の街並みなどの周辺環境に開かれた都市と川との一体性を実現する設計に変更されていったことを指摘した。その内容には、後に事業化された東岸の「花の回廊」も含まれている。

ただし、鴨川改修計画は、治水関連、主にダム建設や河床掘削の是非をめぐる議論が紛糾したため、その方針が途中で大幅に変更された。それを受けて、「花の回廊」部分以外の景観検討結果の多くは改修協議会の最終提言⁵⁾には盛り込まれず、その後も今日に至るまで事業化されていない。

しかし、当時の景観設計における議論は、歴史性や文化性を踏まえた河川景観デザイン手法がまだ十分に確立していなかった⁶⁾当時において、地域の歴史性・文化性をいかに考慮しデザインすべきかを具体的かつ実際に検討した事例であり、その議論を追うことで我が国の河川景観デザイン史の一面を明らかにできるものとする。

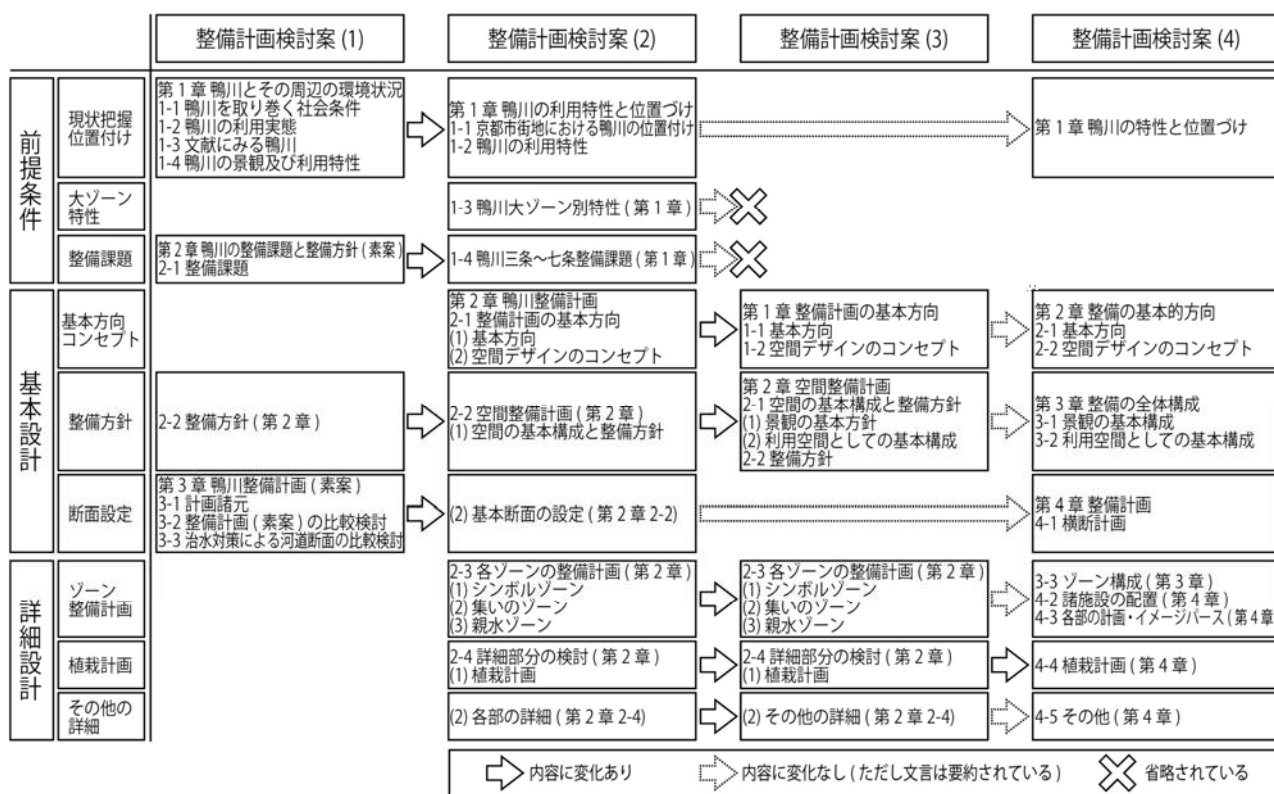
そこで本研究では、戦後の鴨川改修計画における景観設計の内容のうち、前稿では取り上げなかった広場のデザインの変遷に着目し、景観設計の各段階で歴史性と文化性がどのように考慮され設計に取り入れられたのかを明らかにすることを目的とする。

(2) 研究の方法

本研究では、特に昭和末年から平成にかけての京都鴨川における河川改修計画の内容と景観設計の変遷を明らかにするため、京都府庁所蔵の鴨川改修協議会議事録(京都府河川課)および鴨川整備計画検討案、それらの

表-1 鴨川改修協議会各回の要旨 (参考文献4) より転載)

	開催年月日	協議会内容	
		治水関連	景観関連
第1回協議会	昭和62(1987)年 7月13日	・鴨川の治水状況および利用実態の把握	・流量の確保と河床の低下を防ぐことが景観上重要
第2回協議会	昭和62(1987)年 10月28日	・治水対策の計画規模を決定 ・治水対策の具体方式9案を提示	・左岸に植栽を施すことが提案される
第3回協議会	昭和63(1988)年 2月23日	・河道改修と一部ダム貯留方式の併用による治水対策の実施を決定	・整備計画検討案(1)の提示
第4回協議会	昭和63(1988)年 6月14日	・机上検討によるダム構想の概要(下流・周辺地域への効果)の説明	・整備計画検討案(2)の提示
公聴会	昭和63(1988)年 10月6日	・治水対策・景観対策について、府民の意見を聴取(公述希望者17人)	
第5回協議会	昭和63(1988)年 11月28日	・ダム構想を主とし、他の方式についても検討を行う	・整備計画検討案(3)の提示
第6回協議会	平成元(1989)年 4月5日	・ダム構想を主とし、他の方式についても検討を行う	・整備計画検討案(4)の提示
第7回協議会	平成2(1990)年 11月5日	・一部ダム貯留方式以外の総合的な治水対策の検討(ダム建設断念のため)	・第6回までのまとめ
第8回協議会	平成3(1991)年 8月21日	・「鴨川改修のあり方について提言」を発表	



関連資料を用いた。

2. 鴨川改修協議会および広場の設計検討の概要

前稿⁴⁾で述べたように、鴨川改修協議会においては治水水面と景観面が同時並行で議論されており(表-1)、景観面については4つの整備計画検討案が(財)リバーフ

ロント整備センターによって作成された。図-1に示す各検討案の検討項目の変遷のうち、本稿でとりあげる「広場」は、詳細設計の「ゾーン整備計画」の項目に含まれる。よって主要な検討は検討案(2)~(4)の段階で行われた。ただし、検討案(1)でも「2-1 整備課題」に対象区域の基本ゾーニング図(素案)が示され、「2-2 整備方針」に各ゾーンの位置づけやテーマの整理とともに「ゾーニングイメージ図」というたたき台となるイメー

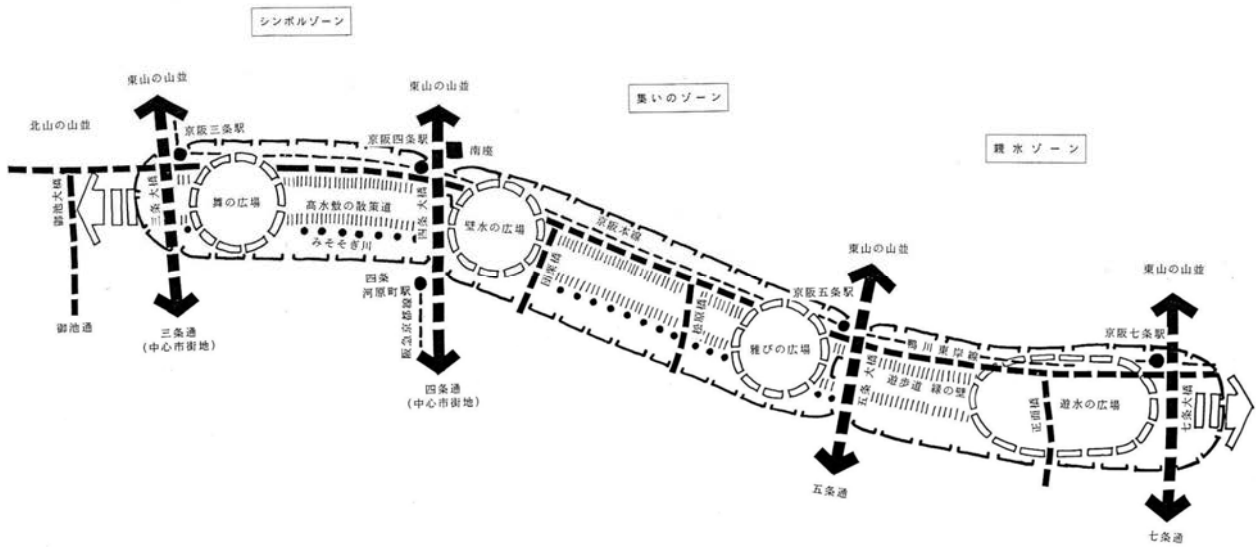


図-2 検討案(1)における基本ゾーニング図 (参考文献6) , pp.35-36 より転載)

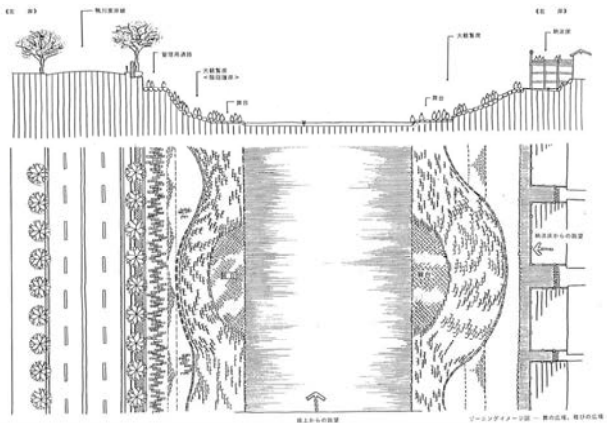


図-3 検討案(1)における舞の広場・雅びの広場のゾーニングイメージ図 (参考文献6) , pp.37-38 より転載)

ジパースや断面図が示されていた⁹⁾。したがって、第3回協議会から第6回協議会にかけての各回で検討案(1)～(4)中の広場のデザインが委員に提示され、そこでなされた議論や、各回の協議会の合間に行われた一部委員への個別ヒアリングの内容を踏まえ、随時変更されていったということができる。

そこで本研究では、検討案(1)から(4)にかけての広場のデザインと、それらを取り扱った改修協議会各回での議論から、歴史性・文化性の考慮のしかたと設計への取り入れ方を追っていく。

3. 各検討案における広場のデザインと歴史性・文化性に関する解釈・議論

(1) 検討案(1)

検討案(1)では、先述のように、景観・利用特性調査結果をもとに、基本設計の前段で対象区域のゾーニング

が行われた。その際、同年12月に出版される『水辺の景観設計』⁷⁾のマニュアルにある通り、対象地の歴史性・文化性の調査が行われ、ゾーニングの根拠とされていた。ただし、第3回協議会での担当者説明の際には、「鴨川の持つ歴史性、文化性。このあたりは、言葉はいいのですが、どう表現すればいいのかわからないところ…(中略)…、そういうものをどう反映していけばいいだろうかというふうな課題があるかと思います」との発言があった⁸⁾。このことから、歴史性・文化性をデザインへ反映させる方法については、景観検討担当者としてもまだ模索段階であったことがわかる。ゾーニング境界は橋となっており、三条～四条間は鴨川の中心的な区間として「シンボルゾーン」、四條～五條間は人と川のかかわりを深める「集いのゾーン」、五條～七条間は水と親しむ「親水ゾーン」と命名された。そしてそれぞれのゾーンの「核」となる場として「広場」創出が計画されており、それぞれ「舞の広場」、「壁水の広場」と「雅の広場」、「遊水の広場」と名付けられ、イメージパースが添付された⁹⁾(図-2、図-3)。それぞれの広場の説明文のうち、対象地の歴史性・文化性と関連すると考えられる部分を抜粋すると、全般の方針として「かつての鴨川が果たした文化的役割を重視し、人と人とのふれあい、集い、交流の場となり、新たな河原文化の創出につながるような場の形成」が挙げられていた。また「舞の広場」は「河原芝居など伝統的イベントのできる水上ステージと高水敷、堤防護岸、橋を観覧席としたイベント広場」とされ、「雅の広場」はそれと対置されるような現代的なイベントの場であった¹⁰⁾。

この検討案(1)が示された第3回協議会における景観面の議論は、基本断面の内容に関するものが主となったため、「アイデア段階」との前提で提示されたこれらの広場のデザインにはほとんど言及されなかった。唯一、

「舞の広場」「雅の広場」の劇場的空間について、1人の委員がその実現可能性に疑問を呈し、「非常に面白いと思うがかなり考えてやらないと台無しにする可能性がある」とコメントした¹¹⁾。その他、おそらく基本断面も含めたすべてのデザインに対してのコメントと考えられるが、別の委員は「やはり京都の鴨川といえますのは、歴史的な背景を持った川でなければならぬと考えます。そういう意味では、この絵図だけを見させていただいてる限り、あまり歴史的な背景が盛り込まれた図面はないんじゃないかというふうに感じます」と発言した¹²⁾。

以上のように、検討案(1)の時点では、広場のデザインにおける歴史性・文化性の考慮は「河原文化創出の場」という方針とそこから発想された劇場的な空間という機能面の導出にとどまっており、これに対して委員からは考慮が足りないとの注文がついていた。

(2) 検討案(2)

検討案(2)では、検討案(1)にはなかった「鴨川大ゾーン別特性」の検討が追加されそれに応じて整備課題も若干変更されたが、最も重要な変更点は、「基本方向」と「空間デザインのコンセプト」が追加されたことにある。「基本方向」に「京都らしさ—京都の文化の特色—を表象する」という項目が追加され、「伝統文化・技術を継承していく半面、“斬新さ”を追求すると云う二面性を持つことも、京都の文化の特質であり、伝統でもある」、「京都の文化の特質を他の都市と比較すれば、“侘び”“寂び”“雅び”“幽玄”と云った点において、特に秀でており、半ば固有化していると云っても過言ではない」、「したがって、京都らしさを表象するため、鴨川の特性・制約条件に配慮しつつ、上記の特色の具現化を図る」としながらも、「“侘び”“寂び”についてはいずれも閑寂な趣きを繊細にとらえたものであるため、鴨川の特性及び現在の環境条件を考慮すればこれらをコンセプトとすることは適切でないと考えられる」として、「具体的には“雅び”の有する“艶やかさ”に“力強さ”を加え、これを旧来の伝統工芸や作庭技術で駆使されたデザイン感覚・技法を用いつつ、自然をも活かした庭園的なデザインを基調とすることとする」との方向性が示された¹³⁾。

なお、東岸に設計された「花の回廊」部分は、この「基本方向」の方向性に則り、「見わたせば柳桜をこきまぜて都ぞ春の錦なりける」（『古今和歌集』素性法師）の歌や「山紫水明」の語をイメージの核としてデザイン提案されていたという点は、前稿⁴⁾にて述べたとおりである。

他方、広場については、検討案(1)で示された4つの広場のうち「壁水の広場」が「できるだけ京都らしさに近づけるために「華水の広場」と改称され、「雅びの広

場」が「少し現代的な、あるいは婆娑羅とか傾きというふうな趣を広場にしたい」という趣旨で「舞の広場」に改称され¹⁴⁾、新たな4つの広場としてデザイン提案が行われた。そのデザインにおいては、河川に限らず多様な京都の文化的要素が題材とされており、例えば「舞の広場」では「能楽、狂言等の伝統芸能に供する水上の舞台」や「観覧席にもなる階段広場、太鼓橋、水辺の棧敷等」¹⁵⁾、「華水の広場」では「町家に見られる犬矢来をモチーフにした水矢来」¹⁶⁾、「扇の広場」では沿岸にある扇塚の歴史を生かす目的の「扇形のイベント広場」「扇の文様を低水路へも展開」「舗装、護岸、階段等全体で“龍”を表現する」¹⁷⁾、「遊水の広場」では「洲浜」と「蛇籠」¹⁸⁾などが取り入れられた（図-4、図-5）。

この検討案(2)が提示された第4回協議会では、広場の設計に関する議論が活発に行われ、各委員から否定的な意見が出された。ある委員は「京都の場合、景観にしろ何にしろ、歴史の中で変化していく過程の中で、その時代時代の歴史が刻みこまれていくという発展のしかたをしているので、…（中略）…それを全部書き切るというのは非常に難しい」、「何もない方がむしろ、人々に想像力を働かせるような川であってほしい」とし、「4つの広場とは場所が異なるが）昔の三条通りの車道の跡といわれる三条大橋下流側右岸にある高水敷へのスロープが設計途中で消失してしまっていることを例に、「せっかくの鴨川の持っている豊かなものが、鴨川を整備することによってなくなっていったり、薄められたりするのは困るのであって、むしろ鴨川の中に新しい歴史を、過去の上に刻み込んでいくようなやり方をやってほしい」とコメントした¹⁹⁾。また別の委員も「演出の抑揚」が大事だとして、「京都の文化というものは、全部が全部完全に作り上げるんじゃないんで、ある程度のもので、たとえば3のもので10を思わすというふうなあたりに、何か京都文化の奥行きみたいなものが、本来あるのじゃないか」、「将来に向かっての変化の余地を与えておく」ことが必要である、と述べた²⁰⁾。それ以外にも「あまりに人工化しすぎているような感じがする」²¹⁾、「想像以上に、きめ細やかな、あまりにも作られたものになりすぎているという感じを受ける」²²⁾、「あまりにも華やかな面が出すぎている」²³⁾などの意見が出され、「歴史をどういう具合に表現するか」について再考が促された²⁴⁾。

(3) 検討案(3)

検討案(3)では、第4回協議会での各委員からの意見を踏まえ、検討案(2)で追加された「基本方向」と「空間デザインのコンセプト」が変更された。「基本方向」の「京都らしさ・歴史性を表象する」の項目は、「沿川の歴史的遺産を生かすとともに、歴史的景観の保全・継承

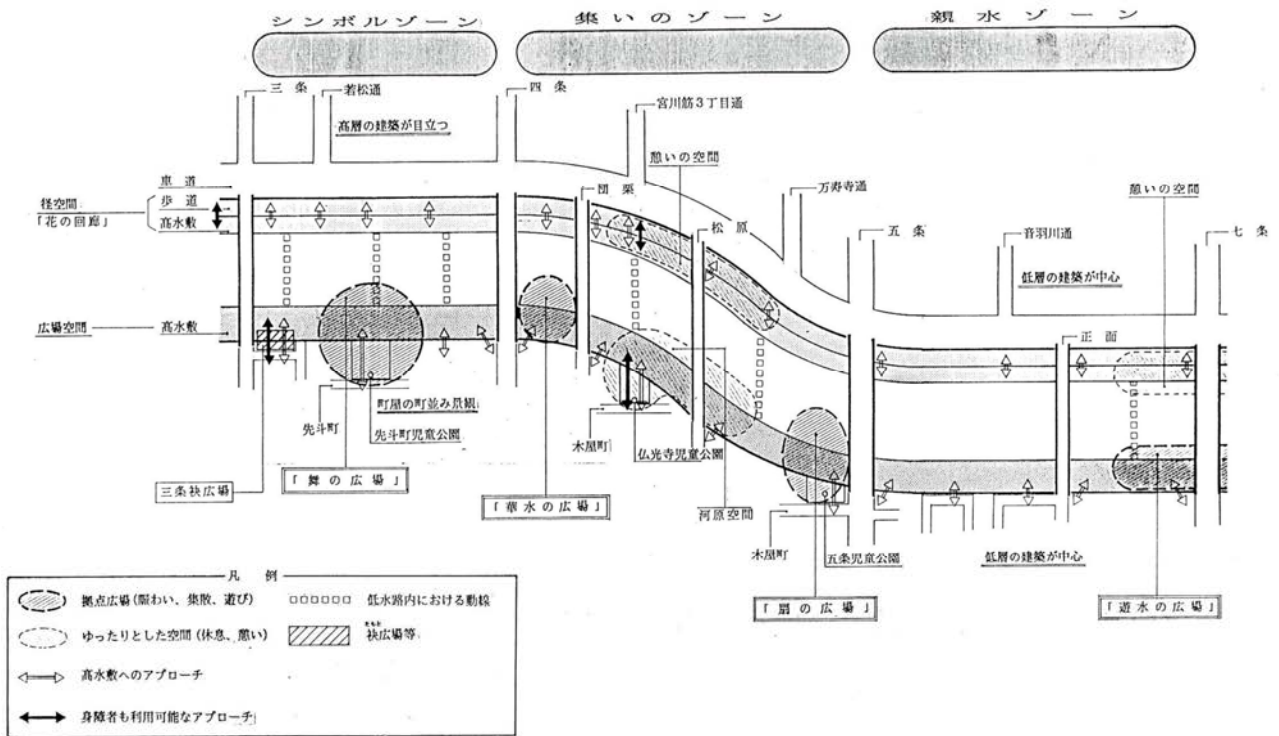


図-4 検討案(2)における空間計画図 (参考文献13) より転載)

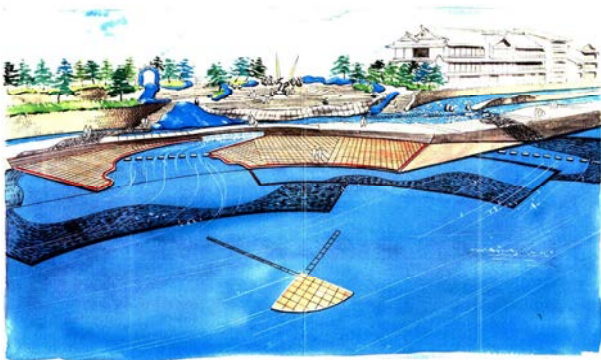


図-5 検討案(2)における扇の広場のイメージパース (参考文献13), p.62 より転載)



図-6 検討案(3)における扇の広場のイメージパース (参考文献24), p.23 より転載)

に資する」「京都の伝統、文化的特質を活かす」との記載に変更された。同時に「空間デザインコンセプト」に「鴨川の歴史を湛える」が追加され、「鴨川は我が国の歴史・文化が凝縮された空間であることに基づき、それを湛えた空間とする」とともに、数々の歴史を刻み込

む」, 「鴨川の歴史を湛え、それを表象するため、古代から現代まで受け継がれてきた“河原”を創出する」, 「沿川の町並みと一体となって、“歴史を追憶できる”“歴史を感じられる”風情のあるデザインとする」ことが示された²⁴⁾。検討案(3)を提示した第5回協議会中の担当者説明においても、「河原の中で歴史が形づくられてきたということも考慮して、... (中略) ...特に右岸沿いに河原的なものをつくる方針が説明され、「河原」がキーワードに据えられたことが強調された²⁵⁾。提示された広場のデザインパースも、「デザイン的にはかなりすっきりさせた」²⁶⁾、「かなり控え目なものになった」²⁷⁾、「できるだけ自然な感じを大事にした」²⁸⁾など、検討案(2)のデザインは残しつつもその表現がシンプルになり、自然的な河原のイメージへと近づいていった。特徴的な変更点としては、「舞の広場」の水舞台上が仮設の舞台も設けられるような自然な中洲に変更されたこと²⁹⁾、「華水の広場」の水矢来の区間が縮小され石積み護岸に置き換わったこと³⁰⁾、「扇の広場」の沿川公園と高水敷の龍のデザインが鎮魂の鐘楼をイメージした休憩所に変更され、高水敷・低水路上の扇形の諸施設も廃止されて河原となり、扇は公園の敷石の形としてのみ表現されたこと³¹⁾などがある (図-6)。

第5回協議会当日にはこれらの広場に対する反対意見は見られなかったが、当日欠席した委員への後日ヒアリングでは、「鴨川は他の河川とは別格であり、鴨川を十分に読み取ってシンプルにし、妙な演出は避けるべきである」³²⁾、「舞の広場は舞台として意識しなくとも良い

だろう」, 「中洲とか滝のようなチマチマしたものはやるべきではない」, 「(筆者注: おそらく「遊水の広場」の) みそそぎ川の導流堤は目立ちすぎる」³⁹, など, 検討案(2)で考案された演出的要素の多くは不要と判断されていた。ただし, 「(筆者注: おそらく「遊水の広場」の) 蛇籠等は自然の風景を演出するよい小道具である」³⁹との肯定的意見や, 「扇の広場は扇の舗装を考える等歴史性に配慮してはどうか」³⁹といった, 肯定的ともとれるコメントもみられた。

(4) 検討案(4)

検討案(4)では, 検討案(3)においても反対意見のあったデザイン要素, すなわち「舞の広場」の中洲の舞台や「華水の広場」の水矢来が削除され, それに伴い4つの広場の名前が空間計画図から削除された^{39,39}。その他は検討案(3)のデザインから微修正が行われ, 「遊水の広場」の洲浜は残されたが, その法線形が少し単純化された³⁹。「扇の広場」のデザインは検討案(3)と同じであり, 公園上の鐘楼型休憩所や扇形に並べられた敷石が保持された。この検討案(4)を元に, 協議会説明用として三条～四条間の1/250模型が作成された³⁹。

検討案(4)の示された第6回協議会ではこれら広場に対する反対意見は出ず, 後日の各委員への個別ヒアリングでもこれらのデザイン面にかかる意見はなかった。作成された模型は, 後日京阪三条駅構内に展示され, 広く府民の目にするところとなった。

しかし第7回協議会后に河川改修方針が変更されたため, これまで述べてきたような広場案は, 協議会の最終提言にはまったく盛り込まれずに終わった。

4. 考察

(1) 広場デザインにおける歴史性・文化性の考慮の変遷

以上の鴨川改修計画の広場のデザイン過程から, 各検討案における歴史性・文化性の考慮のしかたの変遷は, 以下のように整理される。

検討案(1)では, 歴史性・文化性の考慮により鴨川は「河原文化創出の場」との解釈が提示され, 劇場的空間という広場整備の機能面決定に寄与した。これに関して, 協議会委員からは, 空間の実現可能性に対する懸念が示されたものの, 方向性を否定するほどの反対意見は見られず, むしろさらなる考慮が求められた。

検討案(2)では, 「雅び」や「斬新さ」などのキーワードが京都らしさとして設定され, その表象のために伝統工芸や作庭技術が参照された結果, 犬矢来や扇, 龍などがモニュメントや施設の形態としてデザインに導入された。

特筆すべきは, このような特色の具現化を図る際に「鴨川の特異性・制約条件に配慮する」ことが必要であるときかれていたことである。言い換えれば, ここでの「京都らしさの表象」は既存の「鴨川の特異性」とは方向性が異なるものであって, 特性に配慮しつつも斬新な機軸を打ち出そうという, 挑戦的かつ実験的な提案であった。協議会委員からは, そのデザインに対する違和感が様々な言葉で語られた。なかでも, 歴史性や文化性は既存の河川空間の中に数多く刻みこまれており, それらを想像させるような文化的奥行きを志向すべき, という意見は, その後の歴史性・文化性の考慮の方針を決定づけた。なお, 検討案(2)について議論された第4回協議会においては, ある委員から「南のほう(筆者注: 鴨川の七条以南を指す)が非常に荒廃しているところが多い。そのところで面白い実験的なことをやって, 今度は北のほうの歴史がたくさん刻みこまれたり, いろどられているようなところで, その成果を生かすというような工夫をやってもらわないと, ... (中略) ...いい面もあるけれど, 失われる面がでてくるんじゃないかという不安が, 私にはありません」³⁹との発言もあった。つまり, 斬新で実験的な取り組みは, 歴史的・文化的イメージが薄く何らかの課題を抱えた場所には必要な場合もあるが, 歴史性・文化性がすでに顕在化している鴨川の中流域の空間にはそぐわない, と認識されていたことがわかる。

検討案(3)では, 歴史性・文化性の解釈が大きく変更され, 鴨川の河川空間内に凝縮された歴史性・文化性の尊重, それらを追憶し感じられる“河原”の創出が, 新たなコンセプトとされた。すなわち, 我々が既存の鴨川の景観や空間を媒体として, 往時の「河原文化」をはじめとするさまざまな歴史的・文化的文脈を読み取っている, という前提に立つと, 特定の歴史や文化を形態的に表現するよりも, むしろそのイメージを想起させる媒体として機能してきた「河原」の形態を継承するほうが, 歴史性・文化性の豊かさを損なわずに済む, という結論に達したということであろう。このため, すべてのデザインは自然的な河原に寄せられていった。

これは検討案(4)でも同様であり, 検討案(2)で試みられた京都らしさの表象のデザインは, 最終的にはごく一部に断片的に残されるのみとなった。

(2) 「花の回廊」と広場のデザインの受け止められ方の差異

本稿, そして前稿⁴⁾の内容を総括すると, 検討案(2)でみられた設計者の自由な発想に基づく「基本方向」と「空間デザインのコンセプト」の設定は, 具体的な景観デザインのすべてを成功に導いたとは言えない。「基本方向」と「空間デザインのコンセプト」は「花の回廊」

や4つの広場のデザインの前提となったが、前者においてはおおむね好意的に受け止められたものの、後者においては必ずしもそうではなかったと結論付けられる。

なぜこのような違いが生じたのか。まずは発想の源泉となるモチーフの差異があるだろう。「花の回廊」事業のモチーフとなった素性法師の歌は、京の春の自然美をうたったものであり、人々のもつ鴨川の自然的なイメージとの乖離がなかった。一方で、広場の設計のモチーフとなった伝統工芸や作庭技術等は、河川の自然的イメージとは必ずしも一致しない。そのために「人工的」「作り込みすぎ」といったマイナスの印象につながったものと推察される。多自然型川づくりの導入・推進に携わり、鴨川改修計画の検討時期に(財)リバーフロント整備センターに外向していた関正和氏は、後年の著書において、建築や造園など異分野のデザイナーに河川デザインを任せ際の違和感について述べ、川のデザイナーの育成の必要性に言及している³⁹⁾。この記述が特に鴨川のことを指して書かれたものとは限らないが、鴨川の場合も他分野のデザイン技法の河川への惜しみない投入がかえって河川の歴史性・文化性を損なうものと判断されていた。一方で、「遊水の広場」のデザインに取り入れられた蛇籠や洲浜は、より単純で自然な形への形態変更は求められたものの、委員から好意的なコメントも寄せられ、検討案(4)まで削除されず残されていた。これは、これらの要素が人々が河川に抱く自然的イメージとの乖離が少なかったためと考えられる。

さらに付け加えると、「花の回廊」は河川景観デザインの一部を成すものであるが護岸上の遊歩道整備事業であるので、言うまでもなく造園の技法が馴染みやすかった。また、東岸を花木の華やかな緑道にするという「花の回廊」のコンセプトは、それまでの鴨川で共有されていた「山紫水明」の風景イメージに矛盾せず、また多くの人々に親しまれ伐採反対の声も多数上がった⁴⁰⁾京阪線沿いの桜並木の風景ともイメージを重ねやすかった。その意味で、「河原」同様、当時の人々の思い描く鴨川の歴史性や文化性をよく踏まえた提案であったと解釈できるであろう。

5. まとめ

以上のように、戦後の鴨川改修計画における広場の設計過程においては、地域の歴史性・文化性の考慮やデザインへの取り入れ方について、設計者や協議会委員によって議論され、試行錯誤の行われてきたことが確認できた。最終的に、人々に歴史的・文化的イメージを想起させる媒体として機能してきた鴨川の「河原」の形態を継

承する、というデザイン方針が採用されたことは、鴨川の風景の価値を明文化できたという点でも、意義のある出来事であったのではないだろうか。

謝辞：本研究の遂行にあたり、京都府河川課および京都土木事務所には、鴨川改修協議会の検討経過を学術的に整理し後世に残すという目的にご賛同いただき、調査協力と資料提供を頂いた。記して謝意を表します。

補注

[1] 当時出版された河川景観計画・設計に関するマニュアル書には、河川の文化性・歴史性への配慮の必要性は示されている。一例として土木学会編『水辺の景観設計』⁷⁾でも、「河川景観のゾーニング手法」の事前調査項目の一つに「歴史・文化的特性」が明記され(p.38)、「河川景観の設計手法」においては「地域性、川の固有性の尊重」が設計目標とされている(p.44)。しかしながら、河川空間の形態の議論において歴史や文化をどのように尊重し扱うのかという具体的な方法については、同書中に十分な記述があるわけではなく、試行錯誤の段階であったと考える。

参考文献

- 1) 鶴田舞, 星野裕司, 萱場祐一: 河川景観研究の動向 行政施策及び実践, 社会的背景との関わりに着目して, 景観・デザイン研究講演集, No.13, pp.497-507, 2017.
- 2) 坂本いづる, 福島秀哉, 中井祐: 思想と技術に着目した近自然河川工法及び多自然型川づくりの導入過程に関する研究, 景観・デザイン研究講演集, No.13, pp.481-488, 2017.
- 3) 小出ひかり, 福島秀哉, 中井祐: 関連制度と設計思想からみた現代の河川における水辺空間の技術的特徴の展開, 景観・デザイン研究講演集, No.13, pp.489-496, 2017.
- 4) 栢原佑輔, 林倫子, 尾崎平: 都市と川との一体性という観点からみる京都鴨川改修計画の景観設計の変遷, 土木学会論文集 D1 (景観・デザイン), Vol.76, No.1, pp.1-12, 2020.
- 5) 鴨川改修協議会: 鴨川改修のあり方について提言, 1991.
- 6) 京都府: 昭和 63 年 3 月 鴨川景観対策検討調査委託 (河 62 河企調第 1 号) 整備計画検討案(1), 1988.
- 7) 土木学会編: 水辺の景観設計, 技報堂出版, 1988.
- 8) 京都府: 第 3 回鴨川改修協議会議事録 (1988 (昭和 63) 年 2 月 23 日開催分), p.19
- 9) 前掲 6): 昭和 63 年 3 月 鴨川景観対策検討調査委託 (河 62 河企調第 1 号) 整備計画検討案(1), pp.33-36
- 10) 前掲 6): 昭和 63 年 3 月 鴨川景観対策検討調査委託 (河 62 河企調第 1 号) 整備計画検討案(1), pp.33-36
- 11) 前掲 8): 第 3 回鴨川改修協議会議事録 (1988 (昭和 63) 年 2 月 23 日開催分), p.46
- 12) 前掲 8): 第 3 回鴨川改修協議会議事録 (1988 (昭和 63) 年 2 月 23 日開催分), p.45
- 13) 京都府: 昭和 63 年 3 月 鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編 (京 63 中改河第 2 号の 1) 整備計画検討案(2), pp.21-22, 1988.

- 14) 京都府：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），pp.37-38
- 15) 前掲13)：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(2)，p.47
- 16) 前掲13)：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(2)，p.56
- 17) 前掲13)：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(2)，pp.59-60
- 18) 前掲13)：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(2)，p.66
- 19) 前掲14)：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），pp.49-51
- 20) 前掲14)：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），p.52
- 21) 前掲14)：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），p.51
- 22) 前掲14)：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），p.56
- 23) 前掲14)：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），p.57
- 24) 京都府：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(3)，pp.1-2, 1988.
- 25) 京都府：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.33
- 26) 前掲25)：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.41
- 27) 前掲25)：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.42
- 28) 前掲25)：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.44
- 29) 前掲25)：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.38
- 30) 前掲25)：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.42
- 31) 前掲25)：第5回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年11月28日開催分），p.43
- 32) 京都府：第6回鴨川改修協議会議事録（1989（平成元）年4月5日開催分），pp.5-6
- 33) 前掲32)：第6回鴨川改修協議会議事録（1989（平成元）年4月5日開催分），p.6
- 34) 前掲32)：第6回鴨川改修協議会議事録（1989（平成元）年4月5日開催分），p.32
- 35) 京都府：昭和63年3月鴨川中小河川改修工事調査委託 景観対策編（京63中改河第2号の1）整備計画検討案(4)，p.6, 1988.
- 36) 前掲32)：第6回鴨川改修協議会議事録（1989（平成元）年4月5日開催分），p.34
- 37) 前掲32)：第6回鴨川改修協議会議事録（1989（平成元）年4月5日開催分），p.46
- 38) 前掲14)：第4回鴨川改修協議会議事録（1988（昭和63）年6月14日開催分），pp.51-52
- 39) 関正和：大地の川 一甍れ，日本のふるさとの川，pp.220-223，草思社，1994.
- 40) 京都新聞 1987（昭和62）年3月17日「桜は京の顔 反対運動も辞さず 美しくする会」 など